

国土建第228号
平成23年12月27日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 改正の内容

（1）建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

（2）浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業

所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1)～(3)の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲げなければならない標識の大きさについては、従前のとおりである。